

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であり、弁護士山本嘉盛の上告趣意第一点は、単なる法令違反の主張であり、同第二点は、被告人の取調べの際、警察官から自白を強要されたとして違憲（三八条二項違反）をいうが、記録を調べても、自白の強要を認めるに足りる証拠はないから、所論はその前提を欠き、以上はすべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年四月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美